

令和3年度財政援助団体等監査結果の指導事項等の改善策について

- ◆ 産業経済部 農政課
 実施施設 小美玉市美野里シビック・ガーデン
 指定管理者 一般財団法人 小美玉農業公社

監査実施年月日	令和4年2月3日	
改善策の報告	令和4年3月24日	
	指導事項・要望事項	措置状況
【指導事項】	農政課から提出された資料の数字と農業公社から提出された資料の数字に齟齬が見受けられた。特に関連する箇所については誤りのない資料作りを求める。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済・決定済 資料作成においては、相互の資料内容を確認し誤りのないよう精査し提出するよう適正な事務処理をいたします。
【要望事項】	指定管理については、条例・規則等に基づいて実施されたい。特にシビック・ガーデンの管理に関する基本協定書には、指定管理料の支払いについて別途「年度協定」に定めるものとするあり、毎年度「年度協定」が締結されているが、指定管理料の額については指定期間中同一というものではない。農業公社から提出される事業報告や次年度の事業計画・収支計画を十分加味したうえで、年度協定を締結していただきたい。	<input checked="" type="checkbox"/> 実施済・決定済 指定管理については、今後も条例及び規則に基づき手続きを実施してまいります。 指定管理料の額については、指定管理者の前年度実績や次年度の事業計画・収支計画を加味し、真に必要な指定管理料の把握に努め、年度協定において適切な額で締結するよう努めてまいります。